府　　令

○内閣府令第七号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行に伴い、特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年二月二十四日

内閣総理大臣　菅　　義偉

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則（昭和六十一年通商産業省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一（第三条関係）中「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第22号」を「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第25号」に、「会社計算規則第２条第３項第18号」を「会社計算規則第２条第３項第21号」に改める。

様式第五（第三条関係）中「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第22号」を「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第25号」に改める。

様式第六（第三条関係）中「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第18号」を「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第21号」に、「会社計算規則第２条第３項第22号」を「会社計算規則第２条第３項第25号」に、「会社法第361条第１項第３号の報酬等のうち金銭でないもの」を「会社法第361条第１項第３号の報酬等のうち預託等取引業者の募集株式、同項第４号の報酬等のうち預託等取引業者の募集新株予約権及び同項第６号の報酬等のうち金銭でないもの」に、「会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第121条第３号及び第４号」を「会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第121条第４号から第５号の３まで」に改める。

様式第八（第五条関係）中「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第22号」を「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第25号」に、「会社計算規則第２条第３項第18号」を「会社計算規則第２条第３項第21号」に、「会社法第361条第１項第３号の報酬等のうち金銭でないもの」を「会社法第361条第１項第３号の報酬等のうち預託等取引業者の募集株式、同項第４号の報酬等のうち預託等取引業者の募集新株予約権及び同項第６号の報酬等のうち金銭でないもの」に、「会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第121条第３号及び第４号」を「会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第121条第４号から第５号の３まで」に改める。

附　則

この府令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。